

熊本県公報

第11654号

平成20年2月8日(金)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令	
○熊本県職員勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	(人 事 課) 1
○熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令	(") 2
告 示	
○熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨	(交通・くらし安全課) 20
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 20
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 20
○指定居宅サービス事業所の指定	(") 20
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 20
○道路の供用開始	(道路保全課) 21
○ " "	(") 21
○建築士を対象とする講習の指定	(建 築 課) 21
公 告	
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所	(都市計画課) 22
○開発行為工事完了公告	(建 築 課) 22
○熊本港警備委託一般競争入札	(港 湾 課) 22
○八代港警備委託一般競争入札	(") 24
○熊本県統合型防災情報システム保守点検業務委託の一般競争入札	(危機管理・防災消防総室) 26
○熊本県防災・震度情報システム保守点検業務委託の一般競争入札	(") 28
○県有財産の売却	(港 湾 課) 31
○肥料登録の失効	(農業技術課) 31
○開発行為工事完了公告	(建 築 課) 32
○熊本駅周辺連続立体交差(春日陸橋撤去広報CM放映)業務委託一般競争入札	(新幹線都市整備総室) 32
○徴税吏員証・検税吏員証の無効	(税 務 課) 34
○定款変更認可	(農村計画・技術管理課) 34
登 載 依 頼	
○熊本県環境影響評価審査会の開催	(環境政策課) 34
○熊本県観光審議会の開催	(観光物産総室) 34
○熊本県警察広報誌「熊本のまもり」作成委託業務に係る一般競争入札の実施	(警察本部広報県民課) 35
○文化財の指定	(教育庁文化課) 37
○熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則	(人事委員会) 37
○熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	(") 44
○熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	(") 44
○熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	(") 45
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称の公表について	(選挙管理委員会) 45
○ " "	(") 46
○ " "	(") 46
○ " "	(") 46
○ " "	(") 47
○平成19年度第2回菊池地域保健医療推進協議会の開催	(医療政策総室) 47

訓 令

熊本県訓令第1号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)各地方出先機関
熊本県職員勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成20年2月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県職員の勤務時間に関する規程（昭和 36 年熊本県訓令第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 7 年熊本県条例第 13 号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第 5 条の見出しを「（短時間勤務職員の勤務時間等）」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員」を「勤務時間条例第 2 条に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 2 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令

熊本県職員服務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 1984 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 第 1 項第 2 号中「（平成 4 年熊本県条例第 14 号）の次に「。以下「育休条例」という。」を加え、「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同条第 2 項中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書（別記第 5 号の 2 の 2 様式）」に改める。

第 13 条の 6 を第 13 条の 8 とする。

第 13 条の 5 中「前 3 条」を「第 13 条の 2 から前条まで」に、「熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年熊本県条例第 14 号）第 5 条」を「育休条例第 5 条若しくは第 14 条（第 31 条において準用する場合を含む。）」に改め、「を育児休業」の次に「又は育児短時間勤務」を加え、同条を第 13 条の 7 とする。

第 13 条の 4 を第 13 条の 6 とする。

第 13 条の 3 の次に次の 2 条を加える。

（育児短時間勤務の承認の請求手続）

第 13 条の 4 職員は、育児休業法第 10 条第 2 項の規定による育児短時間勤務の承認の請求をしようとするときは、あらかじめ、育児短時間勤務承認請求書（別記第 5 号の 2 の 3 様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（1）請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄を証明する書類

（2）育休条例第 11 条第 5 号の規定により再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定である職員にあっては、育児休業等計画書（別記第 5 号の 2 の 2 様式）

（3）その他知事が必要と認める書類

2 既に育児短時間勤務の承認を受けたことがある職員が、当該承認に係る子について、前回の育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しないうちに育児短時間勤務の承認の請求をしようとするときは、前項に規定する書類のほか、育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の特別の事情について記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、当該職員が育児休業等計画書（別記第 5 号の 2 の 2 様式）を提出して育児短時間勤務の承認を受けた者であるときは、この限りでない。

3 前 2 項の規定により、職員が書類を提出する場合には、所属長は意見書を添えなければならない。

（育児短時間勤務の期間の延長の請求手続）

第 13 条の 5 育児休業法第 11 条第 1 項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の請求は、あらかじめ、育児短時間勤務承認請求書（別記第 5 号の 2 の 3 様式）に前条第 1 項第 2 号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、既に育児短時間勤務の期間を延長されたことがある職員が、当該承認に係る子について、再度の育児短時間勤務の期間の延長の請求をしようとするときに準用する。

3 前条第 3 項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

第 13 条の 8 の次に次の 3 条を加える。

（修学部分休業の手続）

第 13 条の 9 職員は、地方公務員法第 26 条の 2 の規定による修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）の承認を受けようとするときは、あらかじめ、修学部分休業承認申請書（別記第 5 号の 7 様式）に次に掲げる書類を添付して、所属長に提出しなければならない。

（1）申請に係る教育施設の入学を証明する書類

（2）在学証明書及びカリキュラム予定表

（3）その他所属長が必要と認める書類

2 修学部分休業の承認を受けた職員は、修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した等修学状況に変更（休講等による特定の日々の休業時間の変更等軽易なものを除く。）が生じたときは、遅滞なく修学部分休業状況変更届（別記第 5 号の 8 様式）を所属長に提出しなければならない。

- 3 熊本県職員等の修学部分休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 68 号）第 4 条第 3 号における職員の同意については、修学部分休業承認取消同意書（別記第 5 号の 9 様式）によるものとし、あらかじめ、所属長は当該職員からの提出を受けたうえで、同条の規定による取消しを行うものとする。
（高齢者部分休業の手続）
- 第 13 条の 10 職員は、地方公務員法第 26 条の 3 の規定による高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、あらかじめ、高齢者部分休業承認申請書（別記第 5 号の 10 様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 69 号。以下「高齢者部分休業条例」という。）第 5 条における職員の同意については、高齢者部分休業承認取消（休業時間短縮）同意書（別記第 5 号の 11 様式）によるものとし、あらかじめ、知事は当該職員からの提出を受けたうえで、同条の規定による取消しを行うものとする。
- 3 高齢者部分休業条例第 6 条の規定による休業時間の延長の申出については、高齢者部分休業時間延長承認申請書（別記第 5 号の 12 様式）をあらかじめ知事に提出しなければならない。
- 4 第 1 項又は前項の規定により職員が書類を提出する場合には、所属長は意見書を添えなければならない。
（自己啓発等休業の手続）
- 第 13 条の 11 職員は、地方公務員法第 26 条の 5 の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）の承認を受けようとするときは、あらかじめ、自己啓発等休業承認申請書（別記第 5 号の 13 様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
 - （1）大学等課程の履修
 - ア 申請に係る教育施設の入学を証明する書類
 - イ 大学等における就学の内容及び期間が分かる書類
 - ウ その他知事が必要と認める書類
 - （2）国際貢献活動の場合
 - ア 申請に係る貢献活動の内容及び期間が分かる書類
 - イ その他知事が必要と認める書類
- 2 職員は、熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 67 号。以下「自己啓発等条例」という。）第 7 条の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、自己啓発等休業承認申請書（別記第 5 号の 13）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
 - （1）延長の内容及び期間が分かる書類
 - （2）その他知事が必要と認める書類
- 3 自己啓発等休業の承認を受けた職員は、自己啓発等条例第 9 条第 1 項の規定に該当する場合は、遅滞なく自己啓発等休業状況変更届（別記第 5 号の 14 様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定により、職員が書類を提出する場合には、所属長は意見書を添えなければならない。
別記第 5 号の 2 様式を次のように改める。

別記第5号の2様式（第13条の2及び第13条の3関係）

育 児 休 業 承 認 請 求 書			
地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項（第3条第1項）の規定により育児休業の承認（育児休業の期間の延長）を次のとおり請求します。			
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就業の有無	☐ 有 ☐ 無
3 請求の内容	☐ 育児休業の承認 ☐ 育児休業の期間の延長		
	☐ 再度の育児休業の承認 ☐ 再度の育児休業の期間の延長 再度の育児休業の承認又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入		
4 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
6 備 考			
年 月 日 所 属 名 職 氏 (職員番号 名 印) 熊本県知事 氏 名 様			

* 備考欄には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名・請求者との続柄及び生年月日 ②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日 ③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

* 該当する□には、レ印を記入すること。

別記第5号の2の2様式を次のように改める。

別記第5号の2の2様式（第13条の2及び第13条の4関係）

育 児 休 業 等 計 画 書			
熊本県職員等の育児休業等に関する条例第3条第4号（第11条第5号）の規定により再度の育児休業（育児短時間勤務）の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。			
1 請求の別	☐ 育児休業 ☐ 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日生
3 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再 度 の 請 求 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 配偶者の養育計画			
配 偶 者 の 氏 名			
養 育 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
子を養育するための方法	☐ 育児休業 ☐ 育児休業以外の休業・休暇 ☐ 育児短時間勤務 ☐ その他（ ）		
5 備 考			
年 月 日			
所 属 名 職 氏 名 印			
熊本県知事 氏 名 様			

- * 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- * 請求期間には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- * 請求者の配偶者の養育予定期間は、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間（3月以上の期間に限る。）を記入すること。
- * 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- * 該当する□には、レ印を記入すること。

別記第5号の2の2様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号の2の3様式（第13条の4及び第13条の5関係）

育児短時間勤務承認請求書			
地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第2項（第11条第1項）の規定により、次のとおり育児短時間勤務の承認（育児短時間勤務の期間の延長）を請求します。			
1 請 求 に 係 る 子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
3 請 求 の 内 容	☐ 育児短時間勤務の承認 ☐ 育児短時間勤務の期間の延長		
	☐ 再度の育児短時間勤務の承認（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入） -----		
4 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 勤 務 の 形 態	週 時間勤務 （育児休業法第10条第1項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 の勤務の形態） ☐ 第4号 ☐ 第5号		
	勤務の日 及び 時間帯	月（ : ～ : ） 火（ : ～ : ） 水（ : ～ : ） 木（ : ～ : ） 金（ : ～ : ）	
6 既 に 育 児 短 時 間 勤 務 を した 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	----- 年 月 日から 年 月 日まで		
7 備 考			
年 月 日			
所 属 名 職 氏 (職員番号 名 印)			
熊本県知事 氏 名 様			

- * 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- * 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- * 「7 備考」欄には、(イ)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(ロ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ハ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- * 該当する□には✓印を記入すること。

別記第5号の3様式を次のように改める。

別記第5号の3様式（第13条の6関係）

（表面）

部 分 休 業 承 認 請 求 書					
地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により部分休業を次のとおり請求します。					
1 請求に係る子			2 請求者以外の子の親		
氏 名			氏 名		
続 柄			子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居	
生 年 月 日	年	月	日生	就業の有無	☐ 有 ☐ 無
3 請求期間及び時間	期間			時間	
	年	月	日から	☐ 毎 日	午前 時 分 ～ 時 分
	年	月	日まで	☐ その他（ ）	午後 時 分 ～ 時 分
	年	月	日から	☐ 毎 日	午前 時 分 ～ 時 分
	年	月	日まで	☐ その他（ ）	午後 時 分 ～ 時 分
	4 備 考				
年 月 日					
所 属 名					
職 氏 名 印					
(職員番号)					
所 属 長 氏 名 様					

- * 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合には、その内容を備考欄に記入すること。
- * 該当する□には、レ印を記入すること。

(裏面)

[illegible]

別記第5号の4様式中「第13条の5関係」を「第13条の7関係」に改め、「育児休業・」の次に「育児短時間勤務・」を加え、「職 氏 名 印」を「職 氏 名 印 (職員番号)」に改める。

別記第5号の5様式中「第13条の6関係」を「第13条の8関係」に改める。

別記第5号の6様式中「第13条の6関係」を「第13条の8関係」に、「子でなくなった」を「子でなくなった」に、「しなくなつた」を「しなくなった」に改める。

別記第5号の6様式の次に次の8様式を加える。

別記第5号の7様式（第13条の9関係）

（表面）

修学部分休業承認申請書									
年 月 日 （所属長） 様 所 属 職 氏 名 印 （職員番号 ）					地方公務員法第26条の2の規定により修学部分休業の承認を次のとおり申請します。				
1 教育施設名				2 通学時間 (職場～教育施設)	時間 分				
3 修学内容等									
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで								
5 休業時間	年 月 日から 年 月 日まで								
	毎 日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分			
	日	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分			
	月	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分			
	火	時 分～	時 分	土	時 分～	時 分			
	年 月 日から 年 月 日まで								
	毎 日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分			
	日	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分			
	月	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分			
	火	時 分～	時 分	土	時 分～	時 分			
	年 月 日から 年 月 日まで								
	毎 日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分			
	日	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分			
	月	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分			
	火	時 分～	時 分	土	時 分～	時 分			
	6 備考								

- * 「修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。
- * 「休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- * 年間を通じて申請する場合において、夏季の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「備考」に記入すること。
- * 修学部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

(裏面)

[illegible]

別記第5号の8様式（第13条の9関係）

修学部分休業状況変更届

年 月 日

(所属長)様

所 属

職

氏 名

印

(職員番号

)

下記のとおり修学部分休業に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

記

1 届出の事由

☐ 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した☐ 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した☐ その他 ()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(休学の場合は、その終期： 年 月 日)

* 該当する□には、レ印を記入すること。

別記第 5 号の 9 様式（第 1 3 条の 9 関係）

修学部分休業承認取消同意書

年 月 日

(所属長) 様

所 属

職

氏 名

印

(職員番号

)

熊本県職員等の修学部分休業に関する条例第 4 条第 3 号の規定による修学部分休業
の承認の取消しに同意します。

備 考

別記第5号の10様式（第13条の10関係）

（表面）

高齢者部分休業承認申請書						
年 月 日						
熊本県知事 氏 名 様						
所 属						
職						
氏 名 印						
(職員番号)						
地方公務員法第26条の3の規定により高齢者部分休業の承認を次のとおり申請します。						
申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (申請者の定年退職日)					
休業時間	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
	日	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
	月	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
	火	時 分～	時 分	土	時 分～	時 分
	休業時間の合計 時間					
申請理由						
休業期間中の主な活動内容						

- * 「申請期間」欄には、休業を希望する日から申請者の定年退職年月日までを記載すること。
- * 「休業期間中の主な活動内容」欄には、休業期間（時間）中において取り組む予定であるボランティア活動等の内容について、具体的に記載すること。
- * 高齢者部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記載すること。

[illegible]

別記第5号の11様式（第13条の10関係）

高齢者部分休業承認取消（休業時間短縮）同意書

年 月 日

熊本県知事 氏 名 様

所 属

職

氏 名

印

（職員番号

）

熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例第5条の規定による

☐ 承認の取消しに同意します。☐ 次のとおり短縮後の休業時間に同意します。

短縮後の 休業時間	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	日	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	土	時 分～ 時 分
	休業時間の合計 時間			

備 考

* 該当する□にレ印を記入すること。

別記第5号の12様式（第13条の10関係）

高齢者部分休業時間延長承認申請書

年 月 日

熊本県知事 氏 名 様

所 属

職

氏 名

印

(職員番号

)

熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例第6条の規定による高齢者部分休業の承認時間の延長を次のとおり申請します。

休業時間	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
	日	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
	月	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
	火	時 分～	時 分	土	時 分～	時 分
	休業時間の合計 (当初承認された休業時間の合計)					時間 時間)

備 考

* この申請は、「休業時間の合計」が当初承認された休業時間以上となる場合に行うこと。

別記第5号の13様式（第13条の11関係）

自己啓発等休業承認申請書					年	月	日	
熊本県知事		氏 名		様				
		所 属		職				
		氏 名			印			
		(職員番号		)				
地方公務員法第26条の5（熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例第7条）の規定により自己啓発等休業の承認（期間の延長）を次のとおり申請します。								
1 申請の区分	☐ 自己啓発等休業（2及び3に記入） ☐ 期間の延長（2及び4に記入）							
2 自己啓発等休業の内容	大学等の修学	大学等の名称（所在地）	〔 〕					
		課程（修業年限）	()					
		修学の期間	年 月 日から		年 月 日まで			
	国際貢献活動	活動組織						
		活動国・地域		活動分野				
		期 間	国内訓練	年 月 日から		年 月 日まで		
活動国滞在			年 月 日から		年 月 日まで			
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで							
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで							
	既に自己啓発等休業をしている期間 年 月 日から 年 月 日まで							
5 備考								

- * 「修学の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
- * 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- * 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- * 「6 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等における修学又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を請求する理由その他知事が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- * 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第 5 号の 1 4 様式 (第 1 3 条の 1 1 関係)

自己啓発等休業状況変更届

年 月 日

熊本県知事 氏 名 様

所 属

職

氏 名

印

(職員番号

)

下記のとおり自己啓発等休業に係る状況について変更が生じたので届け出ます。

記

1 届出の事由

☐ 自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた

☐ 退学した

☐ その他 ()

☐ 自己啓発等休業に係る大学等課程の休学等

☐ 休学した

☐ 停学にされた

☐ 授業を欠席している

☐ 自己啓発等に係る奉仕活動の全部又は一部を行っていない

(理由:)

☐ その他自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている

(理由:)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

* 該当する□には、レ印を記入すること。

附 則
この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 101 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 5 条第 1 項の規定により少年に優良な興行として平成 20 年 1 月 31 日次のように推奨したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	明日への遺言（アスミック・エースエンタテインメント株式会社）	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第 102 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
リハビリ・デイサービスセンター「しん」 熊本市小山七丁目 7 番 70 号	合同会社杉野コンディショニングセンター	平成 20 年 2 月 1 日

熊本県告示第 103 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
リハビリ・デイサービスセンター「しん」 熊本市小山七丁目 7 番 70 号	合同会社杉野コンディショニングセンター	平成 20 年 2 月 1 日

熊本県告示第 104 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵 2959 番地	特定非営利活動法人福祉の町づくりをすすめる会	平成 20 年 2 月 1 日

熊本県告示第 105 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵 2959 番地	特定非営利活動法人福祉の町づくりをすすめる会	平成 20 年 2 月 1 日

熊本県告示第 106 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 2 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般国道	501 号	熊本市河内町白浜字林 A39 番 1 地先から 同市河内町船津字聖ヶ塔 A817 番地先まで	292.0	交通円滑 化特一

2 供用を開始する期日 平成 20 年 2 月 8 日**熊本県告示第 107 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 2 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲佐 線	上益城郡御船町大字水越字古閑 2637 番 1 地先から 同町大字水越字町 2622 番 1 地先まで	107.0	災害防除 工事
一般県道	竈門菰田山 鹿線	玉名郡和水町大字下津原字尾築根 425 番 2 地先から 同町大字下津原字高塚 476 番 1 地先まで	379.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 20 年 2 月 8 日**熊本県告示第 108 号**

建築士を対象とする講習の指定に関する要項第 3 条第 1 項の規定に基づき指定したので、同要項 12 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 実施法人の名称及び住所

社団法人 熊本県建築士会 熊本市神水一丁目 3 番 7 号

2 定期講習又は特別講習の別

特別講習

3 講習の名称、目的及び対象者**(1) 名 称**

建築士法第 22 条に基づく建築士のための指定講習会

(2) 目 的

建築士一般に対して、建築士の社会的責務を認識させるとともに企画、設計、工事監理及び業務の進め方並びに新しい建築技術等に関する知識を付与させることにより、建築士の資質の向上を図り、もって建築設計及び工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする。

(3) 対象者

建築士一般

4 講習の実施日並びに実施会場及びその所在地

(1) 実施日 平成 20 年 3 月 8 日（土）

(2) 実施会場 やつしろハーモニーホール

(3) 所在地 八代市新町 4 番 1 号

公 告

熊本県公告第 79 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 2 項の規定により、本渡北土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

住居表示の変更に伴い住所が変更となった理事の氏名及び住所

氏 名	住 所
池田眞澄	天草市丸尾町 12 番 10 号
金澤武昌	天草市北原町 9 番 14-1 号
木山惟彦	天草市浜崎町 14 番 6 号
園田松次	天草市本渡町本戸馬場 3660 番地
田尻薫	天草市八幡町 13 番 16 号
鶴田隆春	天草市中村町 16 番 5 号
野嶋榮人	天草市八幡町 5 番 24 号
山下巖	天草市浜崎町 12 番 13-1 号

熊本県公告第 80 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字南方 660 番 1 及び同 661 番 1
432.38 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡大津町大字室 1151 番地
丸林 雄二

熊本県公告第 81 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本港警備業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本港警備業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「業務委託（10）警備（5）人的警備（2）」に登録された者であること。

- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の (3) の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 2 月 12 日（火）から平成 20 年 2 月 19 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県土木部港湾課管理係（県庁行政棟本館 12 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6157
ダイヤルイン 096-333-2515
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 2 月 12 日（火）から平成 20 年 2 月 27 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 2 月 28 日（木）午後 1 時 30 分から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館地下 1 階監理課入札室
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 20 年 2 月 27 日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 82 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
八代港警備業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、八代港警備業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「業務委託（10）警備（5）人的警備（2）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の (3) の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 2 月 12 日（火）から平成 20 年 2 月 19 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県土木部港湾課管理係（県庁行政棟本館 12 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6157
ダイヤルイン 096-333-2515
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 2 月 12 日（火）から平成 20 年 2 月 27 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 2 月 28 日（木）午後 1 時 30 分から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館地下 1 階監理課入札室
 - (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 20 年 2 月 27 日（水）までに到着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に変わる担保を納付又は提供しない者のした

- 入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 - 有
- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
 - 要
 - イ 契約の締結期限
 - 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 - 10 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 83 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
 - 平成 20 年度熊本県統合型防災情報システム保守点検業務委託
- (2) 委託業務の内容
 - 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
 - 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 20 年度熊本県統合型防災情報システム保守点検業務委託に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務」（取扱業種「情報システム全般の設計、開発、維持管理」）に登録された者であること。
 - なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者

- 又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の (3) のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 平成 20 年 2 月 1 日現在、熊本県内に本社又は支店（営業所等を含む。）を有する者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 2 月 8 日（金）から平成 20 年 2 月 18 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 20 年 2 月 8 日（金）から平成 20 年 2 月 25 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部危機管理・防災消防総室情報通信班（県庁行政棟新館 10 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2118
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 2 月 8 日（金）から平成 20 年 2 月 25 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 2 月 28 日（木）午後 2 時 30 分から
イ 場所
県庁行政棟新館 10 階 災害対策本部室
- (4) 入札書の提出方法
(3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 20 年 2 月 27 日（水）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る

- 保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
- 設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
- 要
- イ 契約の締結期限
- 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
- 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
- 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 84 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

平成 20 年度熊本県防災・震度情報システム保守点検業務委託

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、平成 20 年度熊本県防災・震度情報システム保守点検業務委託に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセント

- に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務」（取扱業種「情報システム全般の設計、開発、維持管理」）に登録された者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 平成 20 年 2 月 1 日現在、熊本県内に本社又は支店（営業所等を含む。）を有する者であること。
- (6) 過去 5 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との防災情報システム又は震度情報システムに関する同規模の点検委託契約を履行していること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 2 月 8 日（金）から平成 20 年 2 月 18 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 20 年 2 月 8 日（金）から平成 20 年 2 月 25 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部危機管理・防災消防総室情報通信班（県庁行政棟新館 10 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2118
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 20 年 2 月 8 日（金）から平成 20 年 2 月 25 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- イ 交付場所
5 に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 20 年 2 月 28 日 (木) 午後 1 時 30 分から

イ 場所

県庁行政棟新館 10 階 災害対策本部室

(4) 入札書の提出方法

(3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 20 年 2 月 27 日 (水) 午後 5 時 30 分までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。

7 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

ケ 2 以上の意思表示をした入札

コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

ただし、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から 14 日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 85 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
熊本市松尾町上松尾 4410 番 38
地目 宅地
地積 173.73 平方メートル (実測) 173.60 平方メートル (公簿)
最低売却価格 5,170,000 円
- 2 入札期日
平成 20 年 3 月 10 日 (月) 午前 10 時
- 3 入札場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していない者
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
(1) 提出方法 持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
(2) 提出期限 平成 20 年 3 月 5 日 (水) 午後 5 時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
(3) 提出先 熊本県土木部港湾課管理係 (県庁行政棟本館 12 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成 20 年 3 月 24 日 (月)
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所
(4) 入札参加者は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例 (昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) 等を承知のうえ、入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県土木部港湾課 (電話 096-333-2515)

熊本県公告第 86 号

肥料取締法 (昭和 25 年法律第 127 号) 第 14 条の規定に基づき、次の肥料は失効したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	失効した年月日
熊本県肥第 1416 号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 89-11 号	窒素全量 : 11.0	含有を許される有害成分の最大量 (%) については、公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町 鏡 1159 番地 3	平成 20 年 1 月 25 日

熊本県公告第 87 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字南八久保 3920 番 3、同 3921 番 1、同 3921 番 3、同 3933 番 3 及び同 3942 番 3
2,871.48 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼 3843 番地
青木 積

熊本県公告第 88 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本駅周辺連続立体交差（春日陸橋撤去広報 CM 放映）業務委託
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本駅周辺連続立体交差（春日陸橋撤去広報 CM 放映）業務委託に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目が「広報・広告業務」「企画・制作」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 2 月 8 日（金）から平成 20 年 2 月 14 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資

- 格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所 総務課
郵便番号 860-0821 熊本県熊本市本山二丁目 9 番 51 号
電話 096-323-8200
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 2 月 8 日（金）から平成 20 年 2 月 21 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 2 月 22 日（金）午前 10 時
イ 場所
熊本県熊本市本山二丁目 9 番 51 号
熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所 1 階会議室
- (4) 入札書の提出方法
5 の（3）のイに掲げる入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 20 年 2 月 21 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）のアに記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

（８）その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 89 号

次の徴税吏員証及び検税吏員証は、紛失の届出があったので無効とする。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 9850282 号 平成 19 年 4 月 1 日交付

熊本県職員 森本 愛子

熊本県公告第 90 号

人吉市に事務所を置く田代土地改良区理事長尾方崇から平成 20 年 1 月 9 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 1 月 31 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登 載 依 頼

熊本県環境影響評価審査会公告第 5 号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県環境影響評価審査会会長 北 園 芳 人

- 1 開催日時
平成 20 年 2 月 19 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
ホテル熊本テルサ 3 階たい樹
- 3 審議内容
「株式会社 IWD 東亜熊本 最終処分場事業」環境影響評価準備書について
- 4 傍聴者の定員
20 人
- 5 傍聴手続
 - （１）会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、開催予定時刻の 30 分前までに集合すること。
 - （２）傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
 - （３）傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班
電話 096-333-2264

熊本県観光審議会公告第 4 号

熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県観光審議会 会長 吉丸 良治

- 1 開催日時
平成 20 年 2 月 14 日（木）
午前 10 時 00 分から午後 0 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号
熊本県庁 新館 2 階 AV 会議室

3 議題

- (1) 次期観光パートナーシップアクションプランの素案について
- (2) くまもと観光賞の選考について
- (3) その他

4 傍聴者の定員

20 人

5 傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手順は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- (3) くまもと観光賞の選考については、個人に関する情報等が含まれるため、プライバシー保護の観点から非公開とする場合がある。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県観光審議会事務局（熊本県商工観光労働部観光物産総室総務企画班）

（電話 096-333-2332 内線 5205）

熊本県公告第 41 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県警察広報誌「熊本のまもり」作成委託業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成 20 年 3 月 28 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県警察広報誌「熊本のまもり」作成委託業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査の上、有資格者として営業種目広報広告業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 2 月 8 日（金）から平成 20 年 2 月 15 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部警務部広報県民課広報室（警察本部庁舎 1 階）
電話 096-381-0110（内線 2172 / 2174）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 2 月 8 日（金）から平成 20 年 2 月 22 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 2 月 26 日（火）午前 10 時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部 2 階 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 20 年 2 月 25 日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県教育委員会告示第 1 号

熊本県文化財保護条例（昭和 51 年熊本県条例第 48 号）第 4 条第 1 項の規定により、次の（1）の文化財を熊本県指定重要文化財に指定し、同条例第 35 条第 1 項の規定により、（2）の文化財を熊本県指定史跡に指定する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県教育委員会委員長 古川紀美子

(1)

種 別	文化財の名称	員数	所在の場所	管理責任者
重要文化財 (古文書)	浄水寺古碑群 附補修碑	5 基	熊本県宇城市豊野町下郷字清水 寺 60 番地、同 61 番地 1	宇城市 熊本県宇城市松橋 町大野 85 番地

(2)

種 別	文化財の名称	員数	所在の場所	管理責任者
史跡	トンカラリン	1	熊本県玉名郡和水町大字瀬川字長刀 3476 番地 2、同 3477 番地、同 3481 番地 1、同 3481 番地 3、同 3482 番地、同 3484 番地、玉名郡和水町大字瀬川字北長刀 3585 番地 2、同 3587 番地 3、玉名郡和水 町大字瀬川字辰崩 3712 番地 3、同 3713 番 地、同 3715 番地、同 3724 番地 1、同 3724 番地 3、玉名郡和水町大字瀬川字西鶯原 3223 番地、3225 番地 1、同 3230 番地 1、 同 3230 番地 3、同 3231 番地、同 3248 番 地、同 3250 番地 1、同 3251 番地 1、同 3252 番地 1、玉名郡和水町大字瀬川字下 北原 3710 番地 1、同 3710 番地 2	和水町 熊本県玉名郡和水 町江田 3886 番地

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 3 号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則

（熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部改正）

第 1 条 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」を「占めるもの」に、「あつては、」を「あつては」に改め、「（平成 7 年熊本県条例第 13 号）の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、「除して得た数を」の次に「、勤務時間条例第 2 条第 2 項に規定する育児短時間勤務職員等（以下この条において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間条例第 2 条第 4 項に規定する任期付短時間勤務職員（以下この条において「任期付短時間勤務職員」という。）

- にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれを、「(再任用短時間勤務職員)」の次に「、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」を加える。
- (熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 第 2 条 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成 18 年熊本県人事委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。
- 附則第 2 項中「職員にあつては、」を「ものにあつては」に改め、「(平成 7 年熊本県条例第 13 号)の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、「除して得た数を」の次に「、勤務時間条例第 2 条第 2 項に規定する育児短時間勤務職員等にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。
- 附則第 3 項第 3 号中「第 4 条第 1 項第 5 号」を「第 4 条第 1 項第 6 号」に改める。
- 第 3 条 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成 18 年熊本県人事委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。
- 附則第 3 項第 4 号中「他の地方公共団体に勤務する者」を「給料表の適用を受けない地方公務員」に改める。
- (給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)
- 第 4 条 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成 18 年熊本県人事委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。
- 第 2 条第 6 号オ中「(平成 3 年法律第 110 号)の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。
- 第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。
- (4) 切替日以降に育児休業法第 10 条に規定する育児短時間勤務(次条第 1 項第 4 号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員
- 第 4 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、「得た額」の次に「(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。
- (4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 13 号)第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額
- 第 5 条 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成 18 年熊本県人事委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。
- 第 2 条第 9 号中「他の地方公共団体に勤務する者」を「給料表の適用を受けない地方公務員」に改める。
- (熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部改正)
- 第 6 条 熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。
- 第 3 条中「定める額」の次に「(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 13 号)以下「勤務時間条例」という。)第 2 条第 2 項に規定する育児短時間勤務職員等にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間条例第 2 条第 4 項に規定する任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。
- (熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 第 7 条 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(平成 19 年熊本県人事委員会規則第 16 号)の一部を次のように改正する。
- 附則第 2 項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 13 号)第 2 条第 2 項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては当該経過措置基準額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)に」に改める。
- (熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正)
- 第 8 条 熊本県職員の初任給調整手当に関する規則(昭和 36 年熊本県人事委員会規則第 20 号)の一部を次のように改正する。
- 第 6 条中「掲げる額」の次に「(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 13 号)第 2 条第 2 項に規定する育児短時間勤務職員等にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、「修得し」を「修得し、」に、「こえる」を「超える」に改める。
- (熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正)
- 第 9 条 熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 7

号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは、「給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の2分の1に相当する額と」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第4条第2項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、一般職給与条例第11条の3第1項及び県立学校給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、一般職給与条例第11条の3第1項及び県立学校給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額合計額に、」とあるのは、「給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、一般職給与条例第11条の3第1項及び県立学校給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第10条 熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年熊本県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」を「第8条第2項」に、「条例第6条第2項」を「条例第9条第2項」に改める。

第2条第1項第2号中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同号ア中「第4条第3項」を「第7条第3項(熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号。以下「育児休業条例」という。)第18条(同条例第22条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同項第3号ア中「第5条第4項」の次に「(育児休業条例第19条(同条例第22条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

(熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第11条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年熊本県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「第15条の9」の次に「(熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号。以下「育児休業条例」という。)第25条及び熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第8条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第5号を削り、同条中第6号を第5号とし、同条第7号中「熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号。以下「育児休業条例」という。))」を「育児休業条例」に改め、同条中同号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条に次の1号を加える。

(9) 法第26条の5に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）
をしている職員

第2条第2号ア中「占める職員」を「占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に改め、同号イ中「占めるもの」を「占めるもの及び任期付短時間勤務職員」に改め、同号ウ中「占める職員」を「占めるもの及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第4条中「又は一般職員給与条例第5条の2若しくは県立学校給与条例第6条の2に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「、一般職員給与条例第5条の2若しくは県立学校給与条例第6条の2に規定する短時間勤務の職を占めるもの又は任期付短時間勤務職員」に改める。

第4条の3第1項中「熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項」を「育児休業条例第15条、任期付職員条例第8条第2項」に改め、同条第2項中「及び任期付職員条例第6条第2項」を「並びに育児休業条例第16条及び任期付職員条例第9条第2項」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第4条の4第1項2号中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、第2項中「給料月額に乘じる」を「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」に改める。

第5条第2項第1号中「第6号」を「第5号」に改め、同項第2号中「第1条第9号」を「第1条第8号」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第5条第2項に次の2号を加える。

(5) 勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第15条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第5条第2項に規定する算出率をいう。第11条第2項第5号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(6) 法第26条の2の規定による修学部分休業又は法第26条の3の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間
第7条第2号中「第6号まで」を「第5号まで及び第9号」に改め、同条第5号中「第1条第9号」を「第1条第8号」に改める。

第11条第2項第1号中「第6号」を「第5号」に改め、第8号を第11号とし、第7号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 法第26条の2の規定による修学部分休業又は法第26条の3の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

第11条第2項第6号を第8号とし、同項第5号中「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。次号において「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第11条第2項第2号中「第1条第9号」を「第1条第8号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

別表第1中	任期付職員条例	5号給以上の給料月額を受ける職員	を
	第4条第1項の	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	
	給料表	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	

任期付職員条例 第7条第1項の給 料表	5号給以上の号給及び任期付職員条例第7条第3 項（育児休業条例第18条（育児休業条例第22条 において準用する場合を含む。）の規定により読 み替えて適用する場合を含む。）の規定により決 定された給料月額を受ける職員	に改め、
	4号給及び3号給を受ける職員	
	2号給及び1号給を受ける職員	

同表任期付研究員条例第5条第1項の給料表の項中「以上の」を「以上の号給及び任期付研究員条例第5条第4項（育児休業条例第19条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された」に、「3号給の給料月額」を「3号給」に、「1号給の給料月額」を「1号給」に改

め、同表備考第1項中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

(熊本県義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額に関する規則の一部改正)

第12条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額に関する規則(平成6年熊本県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「占める者」を「占めるもの及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)」に改める。

(熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第13条 熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(平成6年熊本県人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(平成7年熊本県条例第13号)の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「除して得た数を」の次に「、勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

(熊本県再任用短時間勤務職員の給料月額の上乗率計算に関する規則の一部改正)

第14条 熊本県再任用短時間勤務職員の給料月額の上乗率計算に関する規則(平成13年熊本県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

題名中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

本則中「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第5条の2、熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)第6条の2及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)第6条の2に規定する短時間勤務の職を占める職員について、これらの」を「次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)第15条(同条例第22条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職員給与条例」という。)第5条第2項、第3項、第5項若しくは第10項、育児休業条例第16条(同条例第22条において準用する場合を含む。)により読み替えられた熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号。以下「県立学校職員給与条例」という。)第6条第2項、第3項、第5項若しくは第10項、育児休業条例第17条(同条例第22条において準用する場合を含む。)により読み替えられた熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第6条第2項、第3項、第5項若しくは第10項、育児休業条例第18条(同条例第22条において準用する場合を含む。)により読み替えられた熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)第7条第2項若しくは第3項又は育児休業条例第19条(同条例第22条において準用する場合を含む。)により読み替えられた熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)第5条第3項若しくは第4項
- (2) 勤務時間条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員 一般職員給与条例第5条の2、県立学校職員給与条例第6条の2又は市町村立学校職員給与条例第6条の2
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員 育児休業条例第25条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第5条第2項、第3項若しくは第5項、育児休業条例第26条により読み替えられた県立学校職員給与条例第6条第2項、第3項若しくは第5項又は育児休業条例第27条により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第6条第2項、第3項若しくは第5項

(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第15条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第5条の2」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

第5条の2 第2条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)には適用しない。

第7条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができるとき)

第7条の2 勤務時間条例第8条第1項の人事委員会規則で定める場合は、第6条第1項第3号から第9号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3項の許可を受けた勤務の内容に適合するように当該勤務を命じることができない場合とする。

2 勤務時間条例第8条第2項の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第8条第2項中「勤務時間条例第2条第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「勤務時間条例第2条第3項の再任用短時間勤務職員及び同条第4項の任期付短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員の」を「これらの職員の」に改める。

第10条中「20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、160時間に勤務時間条例第2条第2項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間（4週間ごとの勤務時間の時間数を4週間ごとの勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる」に、「）とする」を「とする」に改め、同条に次の各号を加える。

（1）斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

（2）不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）160時間に勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数

第10条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）又は任期付短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が定める日数）（当該」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（その」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数

ア 当該年の初日に職員となった場合 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に職員となった場合 この号のアの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

（2）再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数

第10条の3中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

第10条の4中「前3条の規定にかかわらず、年の中途において1週間当たりの勤務時間又は1週間ごとの勤務日の日数の変更があった再任用職員であって、他の再任用職員との均衡を考慮する必要があると人事委員会が認めるものの年次有給休暇の日数については」を「再任用職員及び任期付短時間勤務職員の勤務形態が変更されるときに当該変更の日以後における年次有給休暇の日数は」に改め、同条を第10条の5とする。

第10条の3の次に次の1条を加える。

第10条の4 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては勤務時間条例第12条第1項第1号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにおいて当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、

これを四捨五入して得た日数)とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に依り、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
 - (2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
 - (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
 - (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- 2 前項の規定による勤務形態の変更後における年次有給休暇の日数が、勤務形態の変更の日の前日における年次有給休暇の日数を下回る場合には、前項の規定にかかわらず、当該勤務形態の変更の日の前日における年次有給休暇の日数を勤務形態の変更後の年次有給休暇の日数とする。
- 3 年の初日後に変更前の勤務形態を始めた場合において、前項の規定を適用したときは、当該勤務形態の変更の日の前日における年次有給休暇の日数を勤務形態の変更後の年次有給休暇の日数とする。
- 第11条中「20日」の次に「(第10条各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数)」を、「残日数」の次に「当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に第10条の4第1項各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数とし、」を加える。
- 第12条第2項中「第10条に規定する1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。
- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間
 - (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数
 - ア 育児休業法第10条第1項第1号 4時間
 - イ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間
 - ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 8時間
 - (3) 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員を除く。)勤務日ごとの勤務時間の時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
 - (4) 不斉一型短時間勤務職員(第2号に掲げる職員を除く。) 8時間
- 第13条の表13の項及び14の項中「(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間)」を削り、同条の次に次の1条を加える。
- 第13条の2 前条の表12の項から15の項までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 2 1日を単位とする前条の表12の項から15の項までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
- 3 1時間を単位として使用した前条の表12の項から15の項までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。
- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
 - (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時

間)

(3) 不斉一型短時間勤務職員 8 時間

(熊本県職員の任用に関する規則の一部改正)

第 16 条 熊本県職員の任用に関する規則(昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条第 6 号中「第 6 条第 1 項第 1 号」の次に「又は第 18 条第 1 項」を加える。

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第 17 条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成 15 年熊本県人事委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「の時間帯」の次に「(裁量勤務研究員が同項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては、同項に規定する育児短時間勤務の内容に従った時間帯(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 13 号。以下「勤務時間条例」という。))第 6 条の規定に基づき休憩時間を置かなければならない場合にあっては、当該休憩時間の時間帯を除く。))」を加える。

第 10 条第 2 号中「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 13 号。以下「勤務時間条例」という。))」を「勤務時間条例」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 5 条の規定は、公布の日から施行し、第 3 条の規定による改正後の熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則の規定及び第 5 条の規定による改正後の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに使用した熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 13 条の表 13 の項から 15 の項までの休暇については、第 15 条の規定による改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 13 条の表 13 の項から 15 の項のそれぞれの休暇として使用されたものとみなす。

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 4 号

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則(昭和 26 年熊本県人事委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 2 号中「地方公務員法」の次に「(昭和 25 年法律第 261 号)」を加え、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 自己啓発等休業(地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第 6 条第 2 項中「派遣され」の次に「、自己啓発等休業をし」を加える。

第 13 条中「第 19 条及び」を「第 19 条、」に改め、「第 18 条」の次に「、熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成 4 年熊本県条例第 14 号)第 30 条及び勤務時間条例第 15 条第 3 項」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、熊本県職員等の修学部分休業に関する条例(平成 19 年熊本県条例第 68 号)第 3 条第 1 項及び熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成 19 年熊本県条例第 69 号)第 3 条第 1 項に規定する給与の減額について準用する。

第 14 条中「減額すべき給与額」を「前条第 1 項における減額すべき給与額」に改め、「それぞれ」の次に「その」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前条第 2 項における減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額、地域手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、産業教育手当に対応する額、農林漁業普及指導手当に対応する額、管理職手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額、初任給調整手当に対応する額及び特殊勤務手当に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当(以下この項において「給料等」という。)から差引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料等から差引くことができないときは、一般職員給与条例、県立学校給与条例及び市町村立学校給与条例に基づくその他の未支給の給与から差引くものとする。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 5 号

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の通勤手当に関する規則（昭和 33 年熊本県人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 の 2 の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第 10 条第 3 項第 2 号」の次に「（熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年熊本県条例第 14 号。以下「育児休業条例」という。）第 15 条（同条例第 22 条において準用する場合を含む。）若しくは第 25 条、熊本県一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 15 年熊本県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 8 条第 4 項、熊本県職員等の修学部分休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 68 号。以下「修学部分休業条例」という。）第 3 条第 2 項又は熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成 19 年熊本県条例第 69 号。以下「高齢者部分休業条例」という。）第 3 条第 2 項により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「第 11 条第 3 項第 2 号」の次に「（育児休業条例第 16 条（同条例第 22 条において準用する場合を含む。）若しくは第 26 条、任期付職員条例第 9 条第 4 項、修学部分休業条例第 3 条第 2 項又は高齢者部分休業条例第 3 条第 2 項により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第 17 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 17 条の 4 第 2 項中「又は法」を「法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をし、又は法」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県人事委員会訓令第 1 号

事 務 局

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和 58 年熊本県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 職員の給与その他の勤務条件に関する事務の項事務局長の専決事項の欄中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 15 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
新しい熊本をつくる会	岩下 栄一	林 義行	熊本市水前寺 1-5-4 下村ビル 3F	その他の政治団体
おがた勇二後援会	橋本 誠	奥添 幸浩	球磨郡あさぎり町上北 195-6	その他の政治団体
蒲島郁夫後援会	出田 正明	星子 昭宇	熊本市国府 1-13-7	その他の政治団体
熊本に夢の会	蒲島 郁夫	星子 昭宇	熊本市長嶺東 2-40-16	その他の政治団体
自由民主党熊本県熊本市第三十二支部	原 亨	高山 政博	熊本市八王寺町 14 番 45 号	政 党
自由民主党熊本県玉名郡第三支部	内野 幸喜	井ノ口 敏之	玉名郡長洲町清源寺 512	政 党
自由民主党熊本県第一支部	三浦 一水	西田 盛雄	山鹿市津留 2222	政 党
矢上雅義火の国後援会	矢上 雅義	永井 小百合	球磨郡相良村深水 1355-2	その他の政治団体

熊本県選挙管理委員会告示第 16 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事
項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成 20 年 2 月 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	異動事項	新 旧
自由民主党熊本県天草市第三支部	事務所の所在地	天草市今釜町 1 7 番 4 号 天草市本渡町本戸馬場 3 1 7 2-1
自由民主党熊本県熊本市第十三支部	事務所の所在地	熊本市帯山 5-1 5-2 9 熊本市花畑 1-4 東京生命ビル 4 F
自由民主党熊本市支部	代 表 者	島田 幾雄 島永 慶孝
自由民主党熊本市支部	会 計 責 任 者	落永 清弘 江藤 正行
自由民主党本渡支部	事務所の所在地	天草市今釜町 1 7 番 4 号 天草市本渡町本戸馬場 3 1 7 2-1
政治結社 地天海	事務所の所在地	天草市佐伊津町 5 8 4 2 番地 3 1 熊本市梶尾町 1 0 8 7 番
政治結社 地天海	代 表 者	増永 栄一 増永 栄一
政治結社 地天海	会 計 責 任 者	新玉 豊重 橋本 幸三
満永としひろ後援会	会 計 責 任 者	遠山 洋一 井島 孝一
民主党熊本県第 2 区総支部	代 表 者	福嶋 健一郎 鎌田 聡
民主党熊本県第 2 区総支部	会 計 責 任 者	山下 初男 清藤 啓

熊本県選挙管理委員会告示第 17 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散
の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成 20 年 2 月 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
荒木哲美後援会	熊本市国府 3-2 1-9 4	平成 19/12/31
岡本貞夫後援会	玉名市石貫 8 9 6	平成 18/12/31
木庭健太郎後援会	熊本市水前寺 6 丁目 1 0-2 9	平成 19/12/31
柴垣正良後援会	熊本市帯山 5-1 5-2 9	平成 19/12/31
女性党熊本県荒尾総支部	玉名市溝上 3 1 2 番地	平成 19/12/31
女性党熊本県熊本総支部	上益城郡益城町福富 6 5 4-1 福田ハイッ 2 0 5 号	平成 19/12/31
自由民主党熊本県参議院選挙区第三支部	熊本市水前寺 3-3 0-1 3-1 0 3	平成 19/12/31
田口信夫後援会	宇土市松原町 2 5-1 0	平成 18/04/28
たけした武義後援会	水俣市百間町 1-7-7	平成 19/12/31
田端義一後援会	上益城郡益城町福富 5 6 7-1	平成 19/12/20
ちくりん会	球磨郡多良木町久米 2 5 1 5	平成 19/12/25
豊原義経後援会	球磨郡五木村甲 1 6 4 2 番地	平成 19/12/20
ひのくに政治連盟	熊本市上通町 7-3 2 蚕糸会館 4 階	平成 19/12/18
弘友和夫後援会	熊本市水前寺 6 丁目 1 0-2 9	平成 19/12/31
松岡利勝熊本郡市同志会	山鹿市大字古閑 1 0 2 4	平成 19/11/30

熊本県選挙管理委員会告示第 18 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の
指定の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成 20 年 2 月 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届 出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
蒲島郁夫	知事	熊本に夢の会	熊本市長瀬東 2-4 0-1 6	蒲島 郁夫
矢上雅義	知事	矢上雅義火の国後援会	球磨郡相良村深水 1 3 5 5-2	矢上 雅義

熊本県選挙管理委員会告示第 19 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 2 月 8 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
田端 義一 矢上 雅義	県議 町村長	田端義一後援会 矢上雅義後援会成岳会	上益城郡益城町福富 5 6 7 - 1 球磨郡相良村深水 1 3 5 5 - 2	田端義一 矢上雅義

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 2 号

平成 19 年度第 2 回菊池地域保健医療推進協議会（兼、地域健康危機管理推進会議）を、次のとおり開催します。

なお、当専門部会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 20 年 2 月 8 日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 開催日時
平成 20 年 2 月 13 日（水）
午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
- 開催場所
菊池市限府 1272-10
熊本県菊池保健所 会議室
- 議題
(1) 救急医療に関する事項
(2) 健康危機管理に関する事項
(3) 第 5 次菊池地域保健医療計画（案）に係る関係事項
- 傍聴人の定員
10 人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、菊池地域保健医療推進協議会事務局の許可を得たうえで、入室できます。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了します。
- 問い合わせ先
菊池市限府 1272-10
菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
（熊本県菊池保健所総務企画課）
（電話 0968-25-4156）

